

関西学院大学 研究成果報告

2018年 5月 21日

関西学院大学 学長殿

所属：教育学部
職名：教授
氏名：日浦直美

以下のとおり、報告いたします。

研究制度	<input checked="" type="checkbox"/> 特別研究期間 <input type="checkbox"/> 自由研究期間 <input type="checkbox"/> 大学共同研究 <input type="checkbox"/> 個人特別研究費 <input type="checkbox"/> 博士研究員 ※国際共同研究交通費補助については別様式にて作成してください。
研究課題	Education for Sustainability in Early Childhood :Pre-service Education for Teachers
研究実施場所	Stockholm, Sweden (2017.7.20-9.20) 上記以外は、日本国内（大学を拠点として調査研究実施）
研究期間	2017年 4月 1日 ～ 2018年 3月 31日（ 12ヶ月）

◆ 研究成果概要 （2,500字程度）

上記研究課題に即して実施したことを具体的に記述してください。

I 研究の背景と目的

ユネスコ（UNESCO, 2003）は、ESD(Education for Sustainable Development:持続可能な開発のための教育)を「すべての地域社会における経済、環境、社会的公正に関して遠い未来を考慮に入れた判断をするための学習プロセス」と定義づけ、幼児期からこのような将来を見据えた行動力を身につけることが教育の基本的課題であると主張している。1992年、リオデジャネイロでの地球サミットで、持続可能な開発の3つの関連する「柱」として、環境的、経済的、社会・文化的目標が紹介された。すなわち、環境保護、生態的に実行可能な経済成長、そして社会的公正という3つの相互に関連した柱が、持続可能な開発のモデルの中に示された。幼児期のESDに関しても、この時示された3つの側面、すなわち、環境、経済、社会・文化的側面からアプローチすることが紹介されている(Siraj-Blatchford & Pramling Samuelson, 2012)。したがって、環境的側面は経済的側面や社会・文化的側面と同様に、持続可能な発展のための中心的柱の1つに過ぎない(UNCED, 1992)。しかし、わが国の乳幼児期のESDの実践は、これまで環境教育の側面が強調されがちであった。加藤（2016）は、わが国の就学前教育・保育領域でのESD実践事例と関連研究を概観し、経済的側面や平等の視点（社会・文化的側面）が少ないことを指摘している。

持続可能な社会は、公正でインクルーシブな社会と考えられている。それは、参加、解放、自由、安全、連帯意識によって特徴づけられていると言える(Koning, 2001; Thin et

al., 2002)。したがって持続可能な開発は、他者への思いやり、違いに対する敬意、平等と公正さの精神を必要とする(Chan, 2006)。この精神の基となる人権感覚を育むために、保育者は子どもたちとこの感覚をいかに共有したらよいのだろうか。本研究の目的は、ESD実践のための保育者養成の課題を、社会・文化的視点、特にequalityに焦点を当てた市民性の育成の視点から検討することである。

II 研究実績とその成果

上述の研究目的のために、以下の研究活動を行った(発表予定のものを含む)。

1. 幼児期のESD研究で著名なスウェーデン・ストックホルム大学Ingrid Engdhalの指導の下に、ストックホルム内の公私立就学前学校の教員を対象とした市民性育成に関するインタビュー調査を実施した(2017/9)。インタビュー内容の大項目は、①幼児教育におけるSwedish Democracy育成の具体的目標、②5～6歳児に対する民主的市民教育の具体的実践例、③多文化共生のための教育事例、④Equalityについて：幼児が見せる外見上の違い(例えば、ジェンダー、年齢、障害の有無、エスニシティ)への前偏見的言動とそれらへの対応(保育者としての行為とその背後にある信念)、⑤就学前学校教員養成課程のequalityに関するカリキュラムについてである。インタビュー依頼は英語で行い、詳細についてはスウェーデン語の通訳を雇用して聞き取りを行った。研究結果については、2018年12月発行予定の「教育学論究第10号」に投稿予定である。

2. わが国の家庭外の就学前教育・保育の現場で、幼児(本調査では5歳児に限定)が見せる外見上の違い(ジェンダー、年齢、障害の有無、エスニシティ)に関する前偏見的言動に対し、保育者はどのような対応をしているか、また、その対応の背後にある信念(考え)はどのようなものかについて、実態把握を目的に調査を行い、保育者の対応の傾向について考察した。方法：調査協力者(5歳児クラス担当の保育者計22名)に事前に研究調査の目的と倫理的配慮について説明し、①ジェンダー、②年齢、③障害、④エスニシティに関する子ども同士のやり取り場面の絵を用いて、保育者の対応とその背後にある信念について、半構造化インタビューを実施した(2017/9-12)。インタビューは4種類の絵について、吹き出しに言葉が入っていない絵(質問A・B)と、最初から前偏見的言葉が入っている絵(質問C-1・C-2)に分けて行った。その後、それぞれの答えについて、human equalityに関する認識度、子どもたちへの介入度、指導プロセスの重視度について4段階の評定を行い、保育者の対応の特徴について考察した。

その結果と考察を以下の学会で発表した(予定も含む)。

① 「人権感覚が問われる場面での保育者の対応①実践場面での対応」と題して口頭発表・共同(於日本保育学会第71回大会、仙台 2018/5)を行った。

human equalityに関する認識度、子どもたちへの介入度、指導プロセスの重要度のいずれにおいても、エスニシティに関する前偏見的言動の場面が最も得点が高かった。また、指導プロセスの重視度についてみると、保育者は、年齢や障害に関する子どもの前偏見的言動に対しては、人と人との関係性や相互作用に関することよりも、むしろ、その場限りの、子ども個人の発達に向けた配慮や対応にとどまる傾向にあった。一方、ジェンダーやエスニシティに関しては、時間をかけて子どもたちに関わる必要があると考えていることが推測された。保育者のhuman equalityに関する認識度が高い項目ほど、指導のプロセスを重視する傾向がみられることから、子どもたちの人権に関する非認知能力を育むためには、保育者自身の人権感覚が重要であることが示唆された。

② 「人権感覚が問われる場面での保育者の対応②乳幼児期のESDにおける本研究の意義」と題して口頭発表・共同(於日本保育学会第71回大会、仙台 2018/5)。

保育者は、質問A・Bの内、特にA(絵に子どもの言葉が入っておらず、場面を推測して即時対応を問われる質問)に関して、不公正な場面を想定することができにくい傾向にあった。一方、質問C-1とC-2(絵に子どもの言葉が入っている質問)に対しては、教科書的な、保育者としての価値判断を下す傾向にあることが推測された。

また、AとC-1のhuman equalityに関する認識度を比較すると、前者が比較的低く、特に、ジェンダーと年齢に関してその傾向が強いことが示された。これらの結果は、保育者が普段、ジェンダーや年齢に関し、無意識の偏見（unconscious bias）をもっていることを示唆しているとも言えるかもしれない。子どもは、周りの仲間やおとなとの相互作用を通して価値観を形成していくことを考えると、ESDに関わる保育者養成の課題の1つとして、保育者の人権感覚をよりシャープにするために、保育者の無意識の偏見の特徴を捉え、それに対して、自らの気づきが促進されるような研修カリキュラムが、養成段階、現職教育を通して必要である。

- ③ 「ESD for Young Children and Teacher Training: How to share the sensitivity for human equality with children」と題して口頭発表・共同（於70th OMEP International Conference, Praha, Czech Republic 2018/6 予定）。

The results of this survey suggested that Japanese teachers tended to “teach” “right answer” or “right behavior” directly rather than she(he) spends time for attaching importance to the process which children think how should do by themselves. Instead of teaching “right answer” or “right behavior” to children, it is important to create the community where each child can acquire sensitivity for human equality through the dialogue with others and share it with peers and teachers.

以 上

提出期限：研究期間終了後2ヶ月以内

※個人特別研究費：研究費支給年度終了後2ヶ月以内 博士研究員：期間終了まで

提出先：研究推進社会連携機構（NUC）

※特別研究期間、自由研究期間の報告は所属長、博士研究員は研究科委員長を経て提出してください。

◆研究成果概要は、大学ホームページにて公開します。研究遂行上大学ホームページでの公開に支障がある場合は研究推進社会連携機構までご連絡ください。